

記 者 発 表 (資料配付)			
月／日 (曜日)	所 属 名 (担当部課名)	電 話	発 表 者 名 (担当者名)
12／2 (木)	兵庫県鳥インフルエンザ 対策本部事務局 対策班	078-362-3451 (内線 4078)	対策班長 中家 一郎 (副班長 廣田 清和)

姫路市における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う搬出制限区域の解除について

姫路市における高病原性鳥インフルエンザの発生について、本日、発生農場の防疫措置が完了した 11 月 22 日(月)から 10 日が経過します。

これを踏まえ、農林水産省と協議の上、制限区域内に異常がなければ、12 月 3 日(金)午前 0 時をもって、搬出制限区域(半径 3km～10km)を解除します。

また、搬出制限区域の解除に伴い、消毒ポイントの運営を見直しますので、お知らせします。

1 搬出制限区域の解除

- (1) 区域内農場：25 農場
- (2) 解 除 時 期：12 月 3 日(金) 午前 0 時

2 消毒ポイントの見直し

搬出制限区域の解除に伴い、消毒ポイントを以下のとおり見直します。

距 離	名 称	住 所	運営時間	解 除
1 km	県道 65 道路沿い	姫路市飾東町	24 時間	移動制限区域の 解除まで継続
3 km	県立工業技術センター 皮革工業技術支援センター	姫路市野里	9:00～17:00	
10km	姫路市 香寺事務所	姫路市香寺町	9:00～17:00	12/3 午前 0 時 廃止
	JA 兵庫みらい 旧賀茂支店	加西市福住町	24 時間	
	県道 43 道路沿い	加古川市志方町	24 時間	

3 防疫措置の経過と今後の見込み

- (1) 鶏の殺処分：11 月 20 日(土) 午後 11 時終了
- (2) 汚染物品の処理、鶏舎等の消毒：11 月 22 日(月) 午前 8 時終了 [防疫措置完了]
- (3) 殺処分鶏の焼却：12 月 1 日(水) 午前 6 時終了
- (4) 搬出制限区域の解除：12 月 3 日(金)午前 0 時(発生農場の防疫措置完了後 10 日)
- (5) 移動制限区域の解除：12 月 14 日(火)午前 0 時(発生農場の防疫措置完了後 21 日)